

2013中国・四国身体障害者陸上競技大会クラス説明表

日本身体障害者陸上競技連盟2013年度版

区分表に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック競技>

注：T47,T48の説明文が変更になりました。T55クラスが新設されました。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	T11	光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。
	T12	手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。
	T13	視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。
知的障害	T20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動するもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T31	電動車椅子常用者。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。(国際大会のクラスに該当しない)
	T32	T32U 片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度が3+から3の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。(国際大会では実施されない)
		T32L 四肢麻痺。片足または両足で地面を蹴って移動可能。装具や介助付きで、短い距離の歩行可能。(国際大会では実施されない)
	T33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺で車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2+である。
	T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える。
(立位)	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
脳性麻痺	T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	T37	歩行または走可能な片麻痺。
	T38	極めて軽度な麻痺。痙性の程度が1程度あるいは単肢麻痺のもの。
(立位) 低身長症	T40	18歳以上で、身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。(男性145cm、女性140cm以下、国際大会では実施されない)
(立位)	T42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
切断 機能障害	T43	両下腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。
	T44	片下腿切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。
	T45	両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの。
	T46	片上肢切断(片手関節離断含む)または上肢の片肘関節あるいは片手関節の機能を全廃したもの。
	T47	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	T48	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子)	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は機能するが(筋力3以下)手首の掌屈筋は機能しない。肩関節が弱い場合がある(神経機能残存レベル C6)
頸損 脊損 切断 機能障害	T52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および手の掌屈筋が機能する。大胸筋が機能する(神経機能残存レベル C7/8)。車椅子常用。筋力や運動性の低下。片上肢または両上肢に痙性あり。
	T53	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない(神経機能残存レベル T1~T7)。
	T54	両上肢正常。通常体幹の回旋ができ、腹筋が機能する(神経機能残存レベル T8~S2)。または準ずる機能障害のあるもの。両下肢の筋力が合計70点以下。両大腿切断・片大腿切断・両下腿切断・片下腿切断(足関節離断含む)。
	T55	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
聴覚障害	T60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害。

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること

2013中国・四国身体障害者陸上競技大会クラス説明表

日本身体障害者陸上競技連盟2013年度版

<フィールド競技>

注：F47,F48の説明文が変更になりました。F59クラスが新設されました。

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	F11	光覚無しから光覚まで。しかし、どの距離や方向からでも手の形を認知できないもの。
	F12	手の形を認知できるものから、視力0.03まで、または視野が5度以内のもの。
	F13	視力は0.03から0.1、または視野20度以内で視力も0.03から0.1のもの。
知的障害	F20	知的障害
(車椅子) 脳性麻痺	F31	電動車椅子常用者。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。
	F32	四肢麻痺。片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度が3+から3の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。
	F33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺(座位バランス不良)の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性の程度は2+である。
	F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は2から1。上肢は正常に見える。座位バランス良い片麻痺車椅子
(立位)	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が3から2。
脳性麻痺	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	F37	歩行または走可能な片麻痺。
	F38	極めて軽度な麻痺、痙性の程度が1程度あるいは単肢麻痺。
(立位) 低身長症 (立位)	F40	18歳以上で、身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの(男性145cm、女性140cm以下)。
切断 機能障害	F42	片大腿切断(膝関節離断含む)または片側下肢の膝関節と足関節の機能の全廃したもの。
	F43	両大腿切断(足関節離断含む)または両足関節の機能の全廃したもの。
	F44	片下肢切断(足関節離断含む)または片足関節の機能の全廃したもの。
	F45	両上肢切断(両手関節離断含む)または上肢の両肘関節あるいは両手関節の機能を全廃したもの。
	F46	片上肢切断(片手関節離断含む)または上肢の片肘関節あるいは片手関節の機能を全廃したもの。
	F47	片下肢または両下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F48	片上肢または両上肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
(車椅子) (椅子使用)	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。肩が弱い場合がある。 座位バランス不良(神経機能残存レベル C6)。 車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不良。
頸損 脊損 切断 機能障害	F52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩の筋肉機能は弱い場合がある。指の屈伸は筋力3以下(神経機能残存レベル C7)。 車椅子常用。投げる腕に痙性が見られ、筋力、運動性の機能低下。座位バランス不良。
	F53	肘と手首の関節が十分強い。指の屈伸は筋力4または5。手の内在筋肉が機能するが正常ではない(神経機能残存レベル C8)。 車椅子常用。投げる腕の機能良好。座位バランス不良。または、投げる腕の機能は劣るが座位バランスは良好。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がなく(神経機能残存レベル T1~T7)。 車椅子常用。座位バランス良好。両下肢は機能しない。
	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、部分的あるいは正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある(神経機能残存レベル T8)。 車椅子常用。 両股関節離断。
	F56	両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。車椅子から大腿部を上げることができる(股関節の屈筋)。膝を合わせることができる(股関節の内転)。 膝を伸ばすことができる場合もある(膝関節の伸展)。膝を多少曲げることができる場合もある(膝関節の屈曲、筋力3以下)。座位バランス良好。 股関節の外側への開閉(股関節の外転)ができない(神経機能残存レベル L2~L5)。 車椅子常用。 両大腿切断(1/2以上)。
	F57	両上肢と体幹機能が正常。座位バランスが良好。股関節屈曲と内転と外転、膝関節屈曲と伸展の機能をもつ。足関節背屈と底屈は弱い。 両大腿切断(1/2より長いものから膝関節離断含む)、片股関節離断。
	F58	両上肢と体幹機能が正常。両下肢の筋力が合計70点以下。歩行可能だが、投てき時は車椅子または投てき台を使用する。 片大腿切断・両下腿切断(足関節離断含む)。
聴覚障害	F59	下肢に最小の障害基準(MDC)に該当しない障害のあるもの。(国際大会のクラスに該当しない)
	F60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害。

* 上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択すること